Hand in Hand

海を渡る鳥は、波間を漂う流木に憩うという。離婚――それは旅の半ばの一つの出来事。 新たな旅立ちをした女たちはいま手をとり合い、女であるがゆえの偏見と差別に向きあう。 ハンド・イン・ハンドは、生きやすい社会をめざし支えあう女たちの、流木である。

Vol.236

19, 9, 0

国立女性教育一名

[離婚と住まい]

- ★池袋から急行で1時間の武蔵嵐山にある国立女性教育会館。 娘が2歳だった時からハンド・イン・ハンドの合宿で利用して いますから、もう23年の常連。この夏も残暑厳しい中、1泊で 行って来ました。大木が生い茂り、吹く風は東京より1~2度 は涼しく、鳥や蝉の声に囲まれて久々にゆったりとしました。
- ★かつて、1歳から14歳までの子どもたちを大勢引き連れて体 育館で走り回ったり、川辺でキャンプをしたり、調理室で子ど もたちが作った昼食を味わうといった合宿をしょっちゅうして いた時代もありましたが、最近は、離婚して何年も経ち、子ど もも大きくなってとりあえず生活が落ち着いたという人の参 加が増えています。
- ★となると、勢い、話は親の介護、自分の老後に行き着き、離婚

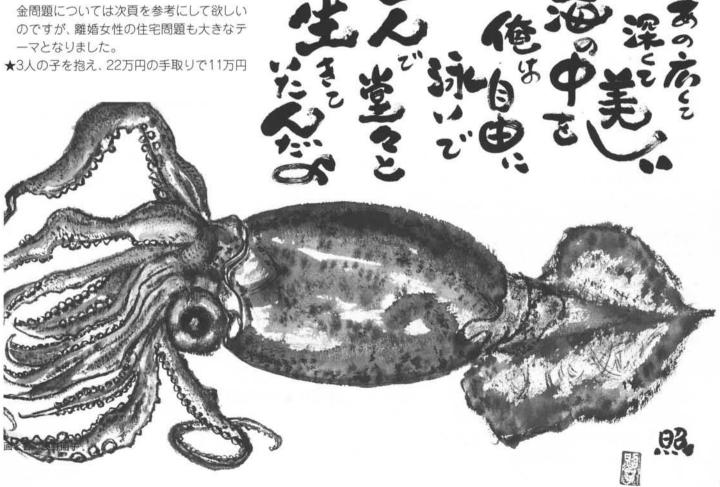
した女性たちの年金の少なさ、離婚時の年 金分割のまやかし等々に及びます。この年 ーマとなりました。

の家賃に住んでいたKさんはようやく公営住宅に当 賃が3万円になったことで(今は6万円)、生活だけでなく精神 的にも楽になったと言います。

別居中のIさんは夫が家賃や光熱費を支払うことになって いるものの、しばしば滞納するので、毎月、薄氷を踏む思いで 暮らしているそうです。

Aさんは2年以上かけて必死の思いで探した中古マンショ ンのローン契約時の審査で、離婚理由まで聞かれたとか。

★私も賃貸アパートの契約で連帯保証人が必要と言われ憤った ことがありますが、住まいは生きる基盤です。自治体別に住 居への補助や公営住宅入居の実態など調査したいと思ってい (円より子) ます。



◆2007夏合宿報告◆

「女性の雇用と年金」



8月12日(日)~13日(月)に、恒例のハンド夏合宿を埼玉県嵐山町の国立女性教育会館で行いました。

今回は ちょうどお盆の時期と重なり、土日の日程ではなかったため、参加者が10名ほどという、こじんまりとした集まりでしたが、緑あふれる環境のもと、ゆったりと語り合い、情報を交換して、のんびりと心の洗濯のできた合宿になりました。

また、ICUの学生2名が、「ワーキングプア」をテーマに活動する NGO「ASK:icu」を今年の6月に学内に立ち上げたそうで、「シングルマザーの問題はワーキングプア」という視点から参加。将来、シングルマザーが資格を取るための研修を受ける際の基金を作りたいと熱く語ってくれました。

この紙面では、円より子の「女性の雇用と年金」に関するお話の 要約をご紹介いたします。

●参議院で与野党逆転、法律改正のチャンス!

今、格差が広がっている社会の中で、みなさんの生活と政治は決してかけ離れているものではないことを痛感なさっていると思います。7月29日に参議院議員選挙がありましたが、今回は年金問題への関心の高まりや、与党の様々な不祥事が重なって、民主党に流れが傾き、私が副代表を務めている民主党は参議院では113名になり、第1党になりました。

なぜこんなお話をするかというと、みなさんにとって 重要な問題についての法律を作ったり改正する際に、 これが大きな意味を持つからです。

例えば選択的夫婦別姓や、財産分割一夫婦が築いた 財産は離婚の際2分の1に分割する一の法律案を作って 提出しても、十数年ずっと通らなかった。法案は議院運 営委員会(議運)を経て、各委員会で実際に審議される のですが、これまでは議運に与党メンバー数が多かっ たため、野党案は委員会に付託すらしてもらえなかっ たからです。今度は議運に民主党メンバーが多くなり、 委員長も民主党が取りましたから、参議院では様々な 法案を成立させることができるという状態に初めてな りました。

768条の財産分与の請求は、「離婚の際は財産分与の 請求ができる」としか書いてありません。日本社会は性 別役割分業が厳然としてあって、女性は家で家事や育 児、介護、男性は外で働くというものとされてきました から、男性の方が正社員で採用され収入が多い。です から、財産も収入も男性の方が持っていることになります。そうすると、離婚時に財産分与の請求ができることになっていても、現実的には「分け与えて下さい」と言うのは女性ということになります。

最近は住居を持つ女性も増えてきましたが、家を持っているのは圧倒的に男性です。自分名義の預金を夫よりも持っている人も決して多くありません。財産分与を請求しても半分ずつにしようという夫は、まずいない。9割が協議離婚で、その半数は財産分与も慰謝料もなくて、もらえても せいぜい50代で500万位、若い人は100万円から200万円位。8%の調停離婚だと財産分与の額が少し増えて、養育費の取り決めも多くなるという状況です。ですから、768条を「財産を2分の1ずつに分割すべきである」というように変えたいと思っています。

766条の子の監護者の決定、819条では協議上の離婚の際に父親または母親を親権者と定めるとなっていますが、親権と監護権というのを共同監護権にして、養育費を分担するのは当然だというように変えたいし、面接交渉権のことも法律に明記したいと思っています。今回の参院選での与野党逆転で、そういうことができる可能性が高くなったということです。

●何のための離婚時の年金分割制度?

皆さんの関心事は年金だと思いますが、ずっと結婚 後も働き続けて厚生年金に入っていた人とか、学校の 教師で共済年金に入っていた人は少ないと思います。 ハンド・イン・ハンドの会の人は、ほとんどが結婚した 後何年かして仕事を辞めていて、厚生年金に入り続け た人は少ない。そうすると職業によってもらえる年金 が全然違うんですよね。

厚生年金も共済年金も国民年金も一元化して、職業によって差別されないようにしようというのが民主党案です。今の国民年金にあたる部分を基礎年金とし、この部分は保険料ではなく税金で負担する。基礎年金に加えた二階部分は保険料でまかない、所得に応じて支払う保険料と受け取る年金額が変わります。年収1200万円以上の人は受給年金額が多いから、基礎年金部分はもらわないで下さいというようにし、なるべく格差をなくしていこうという案です。

一般論で、私と同じくらいの年齢の人は、結婚してサ ラリーマンの妻になると国民年金を払ってない人が多 かった。1986年から現在の年金制度になりましたが、 それまで国民年金は任意加入でした。私の場合、20歳 から2年間の学生の頃は親が国民年金の保険料を払っ ていたかもしれません。会社勤めして4年間は厚生年 金に加入、結婚して10年間の年金カラ期間があり、離 婚してから22年間 国民年金に入っていて今60歳。通 算28年間入っていたので、加入25年以上の受給資格が ある。でも4年間の厚生年金は、結婚する時に脱退一 時金をもらった方がいいと言われて脱退したと思いま す。その頃はそう言われて皆、辞めさせられていまし た。ですから受給資格はあるけど、払ったのは24年間 なので、40分の24、たぶん月額3万円強しかもらえな い。それが5年後から支給され始めます。65歳まで働 かないといけないし、65歳になっても月に2、3万円し かもらえないでどうやって食べていくのかが、離婚女性 の問題点です。

若い時に別れたなら別ですが、今熟年離婚が増えています。年金分割も、夫の年金が半分もらえるわけではありません。ずっと働き続けた人で男性の平均年金額は月20万円、女性は月11万円です。女性で基礎年金満額もらえる人で月6万6000円。月20万円の半分がもらえるんだわーと思っている人が多いのですが、実は、20万円から基礎年金部分6万6000円を引いた13万4000円の半分だから6万7000円。6万7000円もらえたら自分の基礎年金と合わせて月13万3000円。パートでもすれば家がなくても食べていけるかなあと思っても、夫と話し合わなければもらえない。離婚の時に、その半数が財産分与や慰謝料がゼロで別れている状況なのに、分けてくれと言って分けてくれるような夫だったら大体離婚しないですよね。この離婚時の年金分割制度も、結局は夫の合意が必要です。

もう一つは自動的に2分の1になるのは2008年4月1

日からの保険料の部分で、しかも妻が第3号被保険者だった期間のものです。それ以降に25歳位で結婚して第3号被保険者になった女性が60歳で離婚する場合には、自動的に2分の1に分割されます。でも、30年後に2分の1になりますではなく、遡及して今から2分の1にしますじゃないと意味がない。今20代の人たちはよくわかっていて働き続けようとしています。保育所も私たちの頃より整備されていますし。今一番困るのは今から年金をもらう人なのに、何のための法律なのか。「これまでの年月を遡及した形で分割する」という一言を法律に入れれば変えられます。それが通る可能性が出てきました。

●フルパートに適用しないパート労働法って?

1981年からハンド・イン・ハンドの会をやってきましたが、その頃からパートの問題がありました。

パートから何とか正社員になっていったという時代もありますが、バブルの崩壊後、男性もパートや派遣が増えてきました。何ヶ月か前に大手企業の派遣労働の不正が発覚しましたが、人を人と思っていなくて、低い賃金でただ会社が儲かればいいという経営者が増えています。日本のトップのモラルがものすごく落ちてきています。

そんな中、雇用を守っていくのは大変なのですが、パート労働法を作ればうまくいきますからと厚生労働省に言われ、昨年、パート労働法の審議を始めたら、何とひどい法律か。労働関係の法律を作る時は、何年も前から、労働側の代表者と使用者側の代表者と公益の有識者の三者で、審議会を1年か2年開くのですが、使用者側の意見が非常に強い。厚生労働省はいいものを作りたいと労働者側についても、使う側が「そんなお金は出せません。そんな人たち雇えません」と言うと、一番力関係では強いから、そこの審議会でほとんど骨抜きにされた法案しか出ない。審議会で了承された法をしか国会に出てこないから、与党の数の力で、修正ができない状態でした。

パート労働法とは、パート労働者と正社員の労働条件について差別的取扱いを禁止するための法律です。例えば、スーパーの店長には女性のパートが多いのですが、ある程度時給が上がってもパートだから、責任は重く朝から晩まで働くような過重労働でも収入はあまり上がらない。今度のパート労働法の改正で、同じような仕事をして同じような責任を負う人は、正社員と同等の待遇をするようにという形になったわけです。

「するように」の部分に、努力義務の部分としなさい という義務の2つがあって、しなさいという部分にこの パートの店長のようなケースは入るのかと国会で質問



したら、「転勤がない人は正社員と同等ではありません」 との答え。でも子どもを育て、夫の仕事も東京で、家 もあって、だからパートで働いていて、優秀だから店長 に抜擢されて、「あなた優秀だから、これから山形に行 って店長をして下さい」と言われてもできるものじゃな いでしょう。それができるなら最初から正社員になって もっと収入高くていい待遇受けているわけだから。そ れを転勤ないから駄目だなんて。

また、中学で理科の先生をしていた人が離婚して、やっと研究所で理科の専門知識を活かせる所を見つけました。ほとんど正社員と同じ仕事ですが、パートで9時から5時で雇われていて、時給が600円なので年収が正社員と差ができていて。私たちはフルパートと呼んでいて、今回のパート労働法改正で「フルパートは救われるのか」と国会で質問をしたら、「正社員と同じ時間仕事をしている人はパートタイム労働者ではありません。パートタイム労働者とはILOの規定に従い、正社員よりも短い時間働いている労働者を言います。ですから同じように仕事に責任を持って同じ時間働いている人は、今回のパートタイム労働法の改正の対象者にはなりえません」と言われました。何のためのパート労働法改正なのかと厚生労働大臣や厚生労働省に言っても変わらない。

それは企業側の意見が強いからです。育児休業法ができたときも、企業側が猛反対して大変だった。男性は育児休業が取れないでしょう。それは収入がおよそ3割から5割になるから。企業側の考え方に立ったら、育児休業を取っている間、誰か他の人を雇わないといけない。その人に給料をあげないといけない。そんなことすると会社が潰れると雇わないから、今いる周りの

人が仕事を余分にしないといけないから大変は大変。 じゃあそこをどう両方にバランス良くやっていくかとい うことを考えないといけません。

●問題をどういうふうに解決していくか

日本は、様々な雇用制度、年金制度、社会保障制度が、今まで性別役割分業や地域社会によって、税金を使わずに老人や子どもを支えていく、その一番の担い手が女性という枠組みでずっときました。けれども地域社会は崩壊し、家族も崩壊しました。夫婦と子ども二人の「標準世帯」をモデルに、毎年、増税したらこうなりますと言われてきましたが、すでに「標準世帯」は3割を切っています。社会保障制度も税制度も何もかもが昔ながらの枠組みの上に立っているから、うまくいかなくなっているのが現状です。

もう一度地域社会を活性化して地方分権をしっかり 進めるなどしない限り、日本はもっとずたずたになって 行き、国民がバタバタと倒れて行くでしょう。

予算や税制度とか企業の利害が関わる部分の法律を変えていくのは大変ですが、少しずつ突破口を開いていくことが今後の課題。それには女性が声をあげていかない限り変わっていかないんじゃないでしょうか。

◆夏合宿参加者からのコメントを紹介します◆

- ●苦労を乗り越えて、皆さん前向きに頑張っていることを感じました。今現在、問題を抱えている方は、さぞかし大変だろうと思います。同じような状況の方がいることで心の内をさらけ出すことができる非常によい機会だと思いました。
- ●離婚の本音はなかなか友人にも話せませんが、夏合宿では 気兼ねなく話し合えます。
- ●毎回参加させていただいて、1年ごとに自分の気持ちが変化してきているのを感じ、心身ともに元気になってきていることを嬉しく思いました。知人に会えることも楽しみの一つですが、年々参加される方が少なくなって、さみしさも感じつつ、皆さん元気なんだと安心しています。

- ●大人になった今でも、常に子どもの視点で物事をとらえ考えていた自分に気がつきました。
- ●1年ぶりに皆さんにお会いできて嬉しかった。でも夜の懇親会に、学生さんの参加はどうかなと。ここだから話せるという場なので。
- ●参加者が少なくてさびしかった。ハンドの例会でもそうだけれど、新しい人が集まらなくなったので古くからの会員を頼ることになり、先細りになっている感じがする。
- ●講師の方の講演を楽しみにしていたのが中止になって残念。でも、懐かしいお顔に会え、いろいろなお話が聞けてよかったです。

「ハンド・イン・ハンド大阪」の活動について

ご意見ご要望をお聞かせ下さい

大阪での活動は丸24年となり、離婚講座も200回近 くになりましたが、最近2年間は参加者が減少し、 回開催経費が徴収会費を上回る状況です。もともと離 婚講座の運営費用は、参加者の会費で賄われるボラン な活動なので、最低限度必要な費用が捻出でき ればいい、たとえ赤字のときがあっても年間を通じて 収支が合えばよしとのスタンスで続けて来ましたが、 このところの参加者の減少は、通年でも赤字になり、 運営見直しが必要なのではないかと感じています。

最近は離婚に関する書物が巷に溢れ、インターネッ トでの情報収集も容易になり、会合へのニーズそのも のが減っているのではないかと思います。一般紙に講 座開催案内の掲載を依頼していますが、取り上げても らえないことが多くなったこともあるかもしれませ 運営の中心にいるスタッフも離婚後の経過年数が 長くなって、係争当時の葛藤や苦悩も遠いものとなり、 感受性が鈍くなっていることも考えられます。

また私たちの関心事が、子どもの養育・教育から、 親の介護、自分自身の老後の設計など、年代と共に変 化してきています。見直しは、運営の方法なのか、講 座の必要性そのものなのか、今年の初めの運営委員会 で話し合いましたが、結論は出ませんでした。

これ迄にも協力関係にある しんぐるまざ

ーらむ関西やウィメンズネットこうべの方々にもご 意見を聞いてみました。これらの団体からは、定期的 な離婚講座を継続していること自体が十分評価に値す との見解を頂き、それぞれの団体の活動とは違う点 を互いに補い協力しあうことで、活動の幅が広がるの 離婚講座は是非とも継続して欲しいという回答を 貰いました。協力出来ることとして、講座開催の案内 をそれぞれのホームページの関連情報として掲載して 頂ける事にもなりました。

そこでハンド紙読者の方からも、これからの離婚講 座やハンドの活動についてのご意見をお聞きしたいと 思います。

ハンド・イン・ハンド大阪が活動の柱にしてきた、 婚に関する情報の発信と当事者のネットワーク作り活 どのような形で続ければいいのか、離婚講座の 必要性は?、私たちメンバー自身の現実課題である 成人した子どもとの関係、親の介護、自分自身のタ ミナルプラン等、関心事を中心に据えた活動にした方 がよいのか、当事者としての視点から忌憚のないご意 見ご要望をお聞かせ下さい。よろしくお願いします。

[ハンド・イン・ハンド大阪の会/

まで

帯住宅に住んでいます。 子どもがいて、夫の両親とこ

と思われます。

まず、親

権ですが、

緒に住んでいる

った場合の養育費、慰謝料、財産分与だ ちらに帰属するか、あなたが親権者にな

「婚の条件についてですが、親権がど

婚して18

年、高2と中

と思われます。

たが親権者になるのが適切ではないか 現状や子どもさんの意思を尊重し、あな

所の実務では、

算定表に基づいて、 養育費については、

裁

の収入と子どもさんの年齢、

人数によっ

て、ほぼ標準的な金額が出ますので、

範囲で合意することが妥当でしょう。

ば、調停段階で代理人(弁護士)を依頼思をうまく伝える自信がないのであれ とが可能になります。調停で自分の リ不成立になり、夫は訴訟を提起するこ 婚姻費用分担の調停を提起しておくほ長引きますので、離婚が成立するまでの ることも可能です。 民事扶助で弁護士費用の立替を依頼す することも考えてはどうでしょうか? 意思がないとみられて、打ち切り、つま で出席されることをお勧めします。 X用の負担が困難であれば、法テラスの まず、 |審査があります。また、訴訟になればことも可能です。その場合、 資力要件 欠席を続けると、あなたに話し合いの で回答します。 調停のことですが、 欠席し 調停 ない

ます

はなく、

調停では解決金という抽象的

な形にす

料という名目だと相手が抵抗するので、

が、数百万円前後が多いです。

ということも破綻を招いた責任がある 原因を作りながら、あなたを追い出した

といえるでしょう。慰謝料の明確な基準

婚姻年数が大きな要素になり

浮気などは婚姻を破綻させた有責性の

原因になると思われ、また、そのような

られました。夫は口が立つので、 で、ここ2回、調停を欠席しています。夫 ず、こちらの条件が聞いてもらえないの 員は夫の見方です。婚姻費用も払われ 再び別居。夫から離婚調停を申し立て と戻ってきましたが、夫から離婚を言い と決めたいと思うのですが、どうしたら す。養育費、 から子どもの教育費等お金がかかりま は裁判に持っていくと脅してきています。 出され、家から出て行けと言われました。 した。子どものために夫とやり直そう 別居中の生活費ももらいたいし、これ 年1月から11月まで実家に戻っていま ましたが、2年前に夫の浮気が発覚。 下の子の小学校卒業を待って3月末に チスロ通いや時々の暴力に悩んで 財産分与など条件をきちん 調停委

すが、「20歳になった時点で大学に在学し通常は20歳までと決めることが多いので

費はまだ金額が決っていないので、こ 条項を入れることがあります。 え、双方の収入に応じて負担するという ど学校に納める学費については協議のう 例えば、入学金や授業料、修学旅行費な 以上に具体的に決めることは難しいので で」という形で双方が合意することも可 能です。 ている場合には22歳になった年の3月ま 校以上の教育費については、

将来の学

いでしょうか。

現在、子どもさん2人と一

も名義の預貯金や生命保険の解約金な にするということになります。夫や子ど た財産の目録を作って、原則として半分財産分与は、婚姻後に夫婦で形成し 慰謝料については、ギャンブル、暴力、 調べる必要があります。

IIO六・六三六四・IIO 弁護士 回答者 段林

和江

四

(5)

《家計簿公開》

第164号 神奈川県 H・Kさん

[家族構成]

私 44歳(職業訓練校生)

娘 13歳(中1) 息子 9歳(小3)



(家計簿内訳·2007年6月分)

★支出★

食費	42,313円 37,864円
	37.86AIII
教育費	01,004
水道·光熱費	16,123円
通信費	14,241円
NHK受信料(2カ月分)	2,690円
子ども保険料(掛捨て)	2,000円
社会保険料	16,031円
娯楽費	16,127円
子ども小遣い	1,500円
交通費	1,480円
雑費	12,089円
私[※1]	18,968円
娘[※2]	19,663円
息子…[*3]	3,133円

[※1~3] それぞれの被服費、医療費、おや つ代など。今月は娘の夏物制服代含む。 ◎今号は引越しのため、2~3万円出費が多い。

計

304.222円

◎私の個人年金保険料12,341円は年払いなので、毎月の家計からは出費せず。

★収入★

養育費(夫から)[**4] 80,000円 失業保険 約135,000円 児童扶養手当[**5] 45,550円

合計 約260,550円 ②不足分は預金より引き出し。

[※4]将来の学費のために全額貯金。 [※5]8月から、26,000円に減額。

「私OKで あなたもOK」の思考で これからは生きていきたい

○人生の岐路に立ったときに 出合った人たちに感謝!

調停離婚が成立したのは、2年半前の平成17年3月14日。ちょうどホワイトデーで、離婚成立が夫からの最後のプレゼントだなと受け止めたのを覚えています。調停の間は、淡々と事実を語るように心がけていましたが、なてが終わって、夫が家裁の調停室を出て行くときに一言「頑張ってね」と言ったんです。とたんにダーッと涙が出て、調停委員の前で初めて「辛かった」と口にしました。

でも、特別に感慨深いものがあったわけでもなく、ひとつ物事が終わったという淡々とした感じ。調停はそのとき夫の居住地だった鹿児島で行ったので、弁護士さんと、どうせだからと温泉に一泊旅行を兼ねたくらいでした(笑)。

当時、私と子どもたちは何度目かの 転勤先の兵庫に住んでいました。弁 護士さんは、たまたま大阪ハンドの会 の例会をのぞいて出会った竹川幸子 先生。厳しいと思うこともありました が、シピアなアドバイスと共に、少しで も安い費用で調停が終わるように心 を配ってくださり、今も家族ぐるみで お付き合いさせていただいて、よい方 にめぐり合えたと感謝しています。

離婚を機に失ったものもありますが、それ以上に得たものが大きい。ハンドとの出会い、知り合った仲間、弁護士の竹川先生、たくさんの出会いの中で知恵と勇気をもらいました。これからもこの繋がりを大切にしたいと思います。

◎お金にシビアな私と ルーズで借金を重ねる夫

私は福岡出身で、卒業後に地元で 勤めた製薬会社で、同僚である夫と出 会いました。運命の出会いといった感 じではなく、大失恋した直後にフッと 周りを見たら、一緒にいると楽しくて 優しい彼がいたんです。周囲の評価は "誠実な人"で、短期間の付き合いで、 平成3年、29歳になる直前に結婚。結 婚前に結婚自体がとてもイヤになって、 現実逃避してニューヨーク旅行で気持 ちを紛らわし、マリッジブルーだと自分 に言い聞かせて、抗いがたい流れに乗 った感じで結婚しました。

職場結婚なので仕事を辞めざるを えず、どうせ主婦になるならプライド を持とうと決意。私が家と子どもの ことをきちんとみているから夫も働け るんだ、やるべきことはやらねばとい う義務感から、主婦業を徹底してやり ました。ですから、主婦として働くこ とに関して、無償ではなく、きちんと 見返りが欲しかったし、それがあって 当然、夫の収入も夫婦2人で得たもの という意識が私にはありました。

ある意味、完全主義者の私は(これは欠点でもあると今は気づいていますが)、お金に関してとてもシピアです。きっちり家計簿をつけ、収支がはお金にルーズで、私の知らないうちに借金をし、それを何度も繰り返したんです。当然、借金は収入の中から返すことになるの共有財産"の中から返すことになる。ところが夫には「俺の稼いだ金を俺がどう使おうと勝手だろう」となるわけ。そこの意識の違いが、離婚に至った一番大きな要因だと思っています。

借金の使い道は、夫の自己申告を信じるならばパチンコなどのギャンブルだそう。借金を返済する際に、使途を説明して欲しいと願うと、夫はわかったと承知するものの、いざ返済が終わると説明はおろか話し合いにも応じません。喉元過ぎればなんとやらで、あまりの子どもっぽさに腹が立ちました。

正直、女性問題もありました。携帯の伝言ボックスで出会ったとかで、相手にも家庭があり、ごく短期間で別れたと夫は言いましたが、ほんとうのところはわかりません。これが明らかになったのは、平成14年、3度目の借金が発覚した後のことで、私が経済的にも精神的にも不安定になってカウンセリングを受けていた頃のことでした。離婚を意識し始めたのは、この時点からです。

この頃、夫も体調を崩し始め、「パニック障害、軽いうつ」との診断で薬を飲み始めました。すぐにでも離婚したいと思う反面、精神的に不安定な夫を投げ出す勇気はなく、しばらくは現状維持でいくしかないと家庭内別居状態が続きました。

その後、夫は昼間からお酒を飲み、

子どもが嫌がることを口にしたり、私に暴言を吐くことが多くなりました。もともと暴言や、物を投げる・壊すは時々あって、結婚してすぐの頃も私への直接の暴力行為から離婚話に私いたことがあります。その後も時々、付けてりがありまいただ、俗に言われるDVの無別が訪れていみたいに、暴力の後、蜜月があって、時期があると嫌な時期のことをつい忘れて、やり直そうと思ってしまう。そんなことを繰り返していたんですね。

◎メールで届いた離婚要求

その頃、夫の会社の先輩で、数年前に会社を辞めて事業を起こした方から連絡がありました。私たちの現状を知った上で、夫は今の仕事に無理をしていて、それが病気にもつながったのではないかと、自分の会社に誘ってくれたのです。夫は会社を辞め、鹿児島にある彼の会社への転職を決心。しばらく一人で頑張ってみたいという夫と、夫から離れてゆっくり考えたかった私の思いが一致して、これを機に鹿児島と兵庫とに別居しました。

平成16年3月の夫の退社と共に社宅を出て、同じマンションの家賃の安い部屋に引越しました。子どもたちに急激な環境の変化をもたらせないように考えたためです。私はマンションの1階にあるコープで、子どもの生活時間帯に影響がない範囲で1日4時間程度、週5日のパートの仕事を始め、月に6、7万円ですが収入を得るようになりました。

ところが6月末頃から我が家に夫宛にサラ金業者からの電話や督促状が居くようになり、7月には直接訪れての督促が始まったのです。夫の4度打の借金で、これが離婚への決定打ちなりました。夫の携帯電話はつなりました。夫の携帯電話はつちをが、何度かメールで督促の実した。「貯金から返信が入りました。「貯金から協会を払ったというという内容。離婚は望むところでしたが、メール連絡で事を済ませるやり方にはあきれました。

数日後、夫の提示した離婚の条件を受け入れて、通帳と、借金返済と離婚合意のための書類を送りましたが、お金が届いたとたんに夫から離婚を撤回する旨の電話が入りました。離婚は本気で言ったのではなく、サラ金か

らの取立てを知ってパニックに陥ったため、との主張。でも、私の方の離婚の意志はとうに固まっていました。その後もコロコロと態度の変わる夫から再三の離婚撤回や調停の取り下げ要求があって、嫌な思いをたくさんしましたが、最終的には仲人の助言もあって夫は離婚を承諾しました。

◎転居をプラスにする生き方を

離婚当時、小学校4年生だった上の 娘が小学校を卒業するのを機に、兵庫 から神奈川へ思い切って転居しまし た。いろいろと悩みましたが、中学入 学以降は学校の関係で転居が難しく なること、神奈川と東京には、私の姉 を始め、気持ちの通じる親戚がいるこ とがポイントになりました。母子3人だ けの暮らしでは煮詰まって、お互い逃 げ場がなくなることもあると思います。 今後、子どもたちが逃げ込める親戚が 近くにあり、私以外の親しい大人と接 して成長することは、精神的に心強い と考えたからです。ただ、私が尊敬・信 頼し、これまでも相談に乗ってもらって いた叔母が、今年1月に急逝してしまっ たのが残念ではありますが。

もうひとつ、転居を考えるにあたっては実家の母のことも視野に入れました。今、父の余命がわずかと宣告されており、近い将来、福岡で一人になる母は、兄夫婦や親戚が近くにいるとは言え、娘との暮らしを望む可能性が高いのです。

実は、私は母を尊敬できないし、母 のような生き方だけはしないと自分 に言い聞かせてこれまで生きてきま した。機嫌が悪いと暴力的な振る舞 いをする父に怯え、自分からは何もせ ずに決定権を父に委ね、不満を言い ながらも未だに一緒に暮らしている 母が嫌でたまらなかった。でも、「(離 婚して)配偶者のいない娘が、一人に なった母親と一緒に住むのは当然」と いう田舎の親戚の勝手な偏見には腹 が立つものの、いずれそうするときが 来るのなら受け入れやすい環境を作 っておこう、母の弟や、もう一人の娘 である姉が近くにいる環境なら、私一 人で抱え込まなくてもすむと考えたん です。いくら嫌っていても、親は親。せ めて最後くらいは親孝行の真似事で もしようかと……でも、これはあくま でも自分のためですね。

神奈川への転居が正解だったかど うか現時点ではわかりませんが、来て よかったと言えるように生きたいと思 います。

○職業訓練校生として再スタートをきる

婚姻中、夫の年収は多い方で、傍目にはリッチに見えたと思います。でも内情は、借りたお金の何倍にもふくらんだ借金返済で火の車。ヒヤヒヤして暮らしていました。今は貧乏ですが、決まった金額の中でやりくりすればよく、自分ですべて把握できるぶん、気分は楽ですね。

養育費は、もう少し多い額を望んでいましたが、元夫の「無理」という抵抗で8万円になり、けれども離婚後、毎月きちんと振り込み続けてくれていることには感謝しています。子どもたちと父親との絆の一つの形でもありますから、積み立てて将来の学費にあてるつもりです。

現在、収入はありませんが、離婚時に 夫婦の財産から夫の借金返済金額を 引いた約900万円が私のものとなり、 独身時代の貯金と合わせて、しばらく の暮らしにあてる資金としています。

兵庫では、離婚後もコープでパート 勤めをしながらヘルパーの資格を取 りました。1年半ほど施設に勤めまし たが、体力・精神的に疲れ果て、また、 労働対価が低くて、頑張っても親子の 暮らしを支えきれないかもと、将来も この仕事を続けたいという気持ちに なれませんでした。そこで、神奈川へ の引越しを機に、この7月から、母子 家庭枠で職業訓練校に入り、OA経理 を学び始めています。結婚前に営業事 務の経験があるとはいえ、当時とは OA環境もまるで変わり、一から勉強 して自分のものにし、それを生かした 仕事に就いて生活を安定させること が、今の私の最優先事項だと考えます。

先にも言いましたが、私は完璧主義で、それゆえに苦しむことも多いのです。よいママでいようと頑張りすぎた時期もありますし、また、よい妻であろうとしたことが夫を追い詰めた一面もあったのかもしれないと今なら思えます。今までは自分だけの価値観で生きてきた感もあるのですが、これからはもう少し周りの意見も傾聴していきたいと思っています。

★離婚を通じて、自分の欠点も正面から見つ められるようになられたのね。肩の力を抜い て、自分を認め、相手を認めて生きていくと、 たくさんの出会いにも恵まれることでしょう。 頑張りすぎないで頑張って! (円より子)

告知版

●近々の会合やイベントのお知らせです。 ※申し込みや問い合わせ方法です ★お世話係さんから寄せられた近況報告です。

東京:

●参加者の希望により日時、場所を決 めますので、参加希望者は、毎月7日ご ろまでご連絡ください。

★「私たちの幸せな時間(※)」という韓 国映画を見ました。テーマは人を許すこ とだそうです。離婚したことを子どもに「許 して」と頼んだことはないけど、子どもが 自ら親を許したときに、ようやく次の一 歩を踏み出したような気がします。前号 の「子どもの気持ち」を読んで、非行に走 っていたり、不登校している時は何やら 許せないものがあって、それを許したり 受け止めたりできるようになったとき、子 どもはそこから抜け出ていくのかなと思 いました。

(※)あらすじ/3人を殺害した死刑囚と、3回の 自殺未遂をした女性。世の中を憎み、死だけを 考える男女が、週に1度、刑務所の面会室で会う こととなり、お互いが本当の自分をさらけ出せる かけがえのない存在となって、自分を新たに見 つめなおしていくが…。

大阪:

▼5面に関連記事あり ご参照を。

大阪ニコニコ離婚講座

原則、午後1時半~午後4時半まで、ドーン センター(大阪市中央区大手前1-3-49 風06-6910-8500)で。参加費は、

講座:1500円、ミニ講座:500円

●9月29日(土) 「離婚に関する法律 の話し

講師:竹川 幸子 さん(弁護士)

離婚係争中の人、迷っている人にとって、 決断の拠り所となる法的な情報を分か りやすくお話し頂きます。別居期間中 の婚姻費用分担、子の親権者・監護権者、 養育費,財産分与、慰謝料,調停、裁判,等々

例会

原則、奇数月の第4土曜日の午後。 竹川法律事務所(大阪市淀川区西宮原 1-4-15-602 TEL06-6393-1331), またはドーンセンター小会議室にて。 変更の可能性があるのでご確認を。

●9月22日(土)午後1時半~ 竹川法律事務所にて

TEI

★扁の手術後が想像以上に大変で、2ヶ 月以上、右手の指と手首が熱を持ってバ ンパンに腫れていて不快で不自由です。 医者は原因を探ろうともしてくれないの で苦慮しています。どうやら労災扱いに なりそうな気配です。

そんな中、保守王国香川で若い女性国 会議員が当選したのは、ひととき肩の痛 みを忘れさせてくれるうれしい出来事で した。休んだ仕事の穴埋めとリハビリに 精一杯で、ほとんど応援らしいことはでき なかったけど、圧勝でした。本当に力と意 欲のある政治家がきちんと仕事をしてく れれば、日本の少数派や弱者ももう少し 暮らしやすくなるはずです。今後の動向 を期待を持って見守りたいと思います。 円さんが力を発揮される場面が増えそう なのも、楽しみです。

愛知:WITH:

- ●愛知の会は「WITH」と称し、会合の日 程は決まり次第HPでお知らせします。電 話、メールでもお問合わせを。
- ●経験者による離婚個別相談(有料)を 毎月第2、3土曜の午後1~6時に行います。 予約、お問合わせは電話かメールで。
- ★最近50代のWITHの方が2名仕事を辞 めました。お一人は自営でしたが、税金や 駐車場代やら経費が儲けより多くなって…

とのこと。もう一人は介護の仕事5年目 で心身とも疲れはてたとのこと。でも私 たちは後10年、なんとしてでも働かなく ては立ち行きません。仕事を見つけられ ましたが、名古屋では時給800円が一番 いい仕事です。交通費が無いのでせめて 1.000円の時給の仕事がないかしら? (参議院選でそういう公約をされた党も ありましたね!)と言うのがお二人のため 息とともに聞こえてきました。母子家庭 で真面目に働いてきた結果がこれでは希 望が持てません。

各地のお世話係

仙台

埼玉

埼玉

静岡

広廊 福岡

熊本

大分

長崎

★ 一人で悩まず、気軽にお電話ください★

離婚と母子の110番 皿03-3261-1835

●基本的に毎土曜日:13~17時

※研修を受けた相談員が"無料"で相談を受けています。

面接相談

●原則 第1·第3土曜日:14時~と15時半~

※料金:5,000円/50分(ただし2日前の木曜以降のキャン セルは、キャンセル料2,500円がかかります)

※9月は1日、15日、10月は6日、20日を予定しています。

※お気軽に事務局(m03-3261-1835)までお電話ください。

<購読料について>

購読料は次のいずれか。自己管理のもと、 期限切れの際にお振込みください。

①1年間3.600円(送料共) ②2年間まとめて前払いの場合、7,200 円を6,000円に。 ③出世払い もしくは免除(どうしても苦しい方は、い つでも遠慮なく申し出てください)

[振込先]各地の郵便局にて00140-6-120542 ハンド・イン・ハンドの会

ハンドからみなさんへ発信

現代家族問題研究所:http://www.gendai-kazoku.jp 円より子ネット:http://www.madoka-yoriko.jp ニコニコ離婚ネット:http://www.nikoniko-rikon.net